

News Letter 2025年1月号

2028年1月まで期限延長！

早期経営改善計画策定支援



経営革新等支援機関推進協議会

# CONTENTS

- 1 早期経営改善計画とは
- 2 2028年1月まで期限延長
- 3 こんな企業におすすめ
- 4 制度利用の流れ
- 5 計画策定のポイント4つ

## ① 早期経営改善計画とは

資金繰りの管理や自社の経営状況の把握などの基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家である認定経営革新等支援機関の支援を受けて資金繰り計画やビジネスモデル俯瞰図、アクションプランといった内容の経営改善計画を策定する際、その費用の2/3を補助することで、中小企業者等の早期の経営改善を促すものです。

枠	補助対象経費	補助率	備考
通常枠	計画策定支援費用	2/3(上限15万円)	伴走支援(期中)は事業者の希望に応じて実施
	伴走支援費用	2/3(上限5万円)	
	伴走支援費用(決算期)	2/3(上限5万円)	

金融機関が  
支援する  
場合

## ② 2028年1月まで期限延長

2025年1月末としていた期限を3年間延長し**2028年1月まで**となりました。

	改正前	改正後
実施期間	2024年2月～2025年1月	2025年2月～2028年1月
補助額	上限15万円(計画策定費用の2/3のみ)	
伴走支援	3年間(注1)	
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 支援を受ける中小企業(以下、「支援対象者」という)は、民間ゼロゼロ融資(借換分(注2)を含む)を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること</li> <li>② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること</li> <li>③ 支援を行う金融機関における、支援対象者の民間ゼロゼロ融資(借換分(注2)を含む)の保証債務残高が2,000万円以下であること</li> <li>④ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する融資総額が、民間ゼロゼロ融資(借換分(注2)を含む)の保証債務残高の2倍以内であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 支援を受ける中小企業(以下、「支援対象者」という)は、民間ゼロゼロ融資(借換分(注2)を含む)を利用しており、利用申請時点において当該融資の残高があること</li> <li>② 支援を行う金融機関は、原則、支援対象者のメインバンク(注3)であること</li> <li>③ 支援を行う金融機関の支援対象者に対する<b>融資総額が4,000万円以下</b>であり、そのうち民間ゼロゼロ融資(借換分(注2)を含む)の保証債務残高割合が50%以上であること</li> </ul> <p>参考:「早期経営改善計画策定支援」を活用した民間金融機関による経営改善支援の更なる促進(中小企業庁)</p>

(注1) 早期経営改善計画の策定日から最初の決算期を起算日(0期)とし、以降1年間の決算期(金融機関の場合3年間)まで。

(注2) 本件における借換分とは、民間ゼロゼロ融資を借り換えて、民間ゼロゼロ融資でない保証協会付融資になっている場合を含む。借換えの際、追加融資を伴う場合、残高は追加融資分を含んだ融資残高とする。

(注3) 本件におけるメインバンクとは、上記融資の利用申請時点または利用申請の直近決算時点の融資残高が、最も多い金融機関をいう。ただし、取引年数や取引状況等を勘案した上で、支援対象者がメインバンクと認める場合はこの限りでない。

(注4) 融資総額には、手形・でんさい等の割引及び支払承諾の残高は含まれません。また、当座貸越等の極度貸付における未使用分の残高(空き枠)は、融資総額に含みません。

※融資総額は、いわゆる当座貸越・手形貸付・証書貸付(及びそれに準じる融資)における実際に貸し付けている残高の総額です。

### ③ こんな企業におすすめ

#### こんな企業におすすめ！

- ✓経営改善策を相談したい
- ✓自社の経営状態を専門家にチェックしてほしい
- ✓資金繰り表を作成したいが、作り方がわからない
- ✓事業計画を着実に遂行したいので、協力体制をつくりたい
- ✓金融機関における自社についての理解を深め、取組みに対する支援をしてほしい



## ④ 制度利用の流れ

### STEP1

制度の利用申請  
(取引金融機関からの事前相談書を添えて利用申請書を中小企業活性化協議会に提出)

### STEP2

早期経営改善計画を策定し、取引金融機関に提出

### STEP3

支払い申請  
(費用補助を受けるため、支払申請書を中小企業活性化協議会に提出)

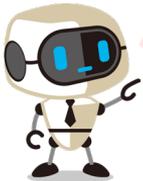
### STEP4

伴走支援(計画策定後1年を経過した最初の決算時)を実施し、伴走支援報告書を中小企業活性化協議会に提出

認定支援機関に補助金は支払われるため、費用から補助金を差し引いた金額を支払います！

## ⑤ 計画策定のポイント4つ

- **現状分析を徹底する:** 現在の経営状況を客観的に把握することが重要です。売上減少や借入増大といった問題点を明確化し、資金繰りの実績を分析しましょう。
- **ビジネスモデルを可視化する:** 事業の収益構造や商流などを「ビジネスモデル俯瞰図」として可視化することで、課題や改善点を見つけやすくなります。
- **具体的な行動計画を立てる:** 課題解決のためのアクションプランを具体的に策定します。数値目標を設定し、実行可能な計画を立てましょう。
- **資金繰り計画を綿密に作成する:** 過去の資金繰り実績を分析し、将来の資金計画を策定します。資金ショートのリスクを回避するために、現実的な計画を立てましょう。



同制度を活用することにより、早期に経営改善に着手することができ、将来の挑戦が可能となります。『資金繰りが不安定』『自社の状況を客観的に把握したい』経営者の方は **計画の策定、計画策定後も専門家が伴走支援します！** ぜひ一度ご相談ください。

# 最後までご覧いただき ありがとうございました

▼▼今回の内容の公的サイトリンクは概要欄へ▼▼



経営革新等支援機関推進協議会